

公立大学法人埼玉県立大学 物品調達等一般競争入札公告

公立大学法人埼玉県立大学が発注する物品調達等に係る入札等について、「公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程」（平成22年4月1日規程第54号、以下「規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

2025年9月8日

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

記

1 発注者（契約権者）

埼玉県越谷市三野宮820番地

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
近赤外分光法装置 一式
- (2) 調達物品の仕様等
仕様書による。
- (3) 納入期限
2026年2月27日（金）
- (4) 納入場所
公立大学法人埼玉県立大学

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

【参考】公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第3条 会計規則第33条の競争には、次に掲げる者を参加させることができない。

一 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人（契約締結に必要な同意を得ているものを除く。）

二 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第4条 次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

六 前各号に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

- (2) 埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品等の販売/理化学機器/」のA、B及びC等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和7年6月1日最終改定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（令和7年4月1日最終改定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次のとおり、書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限
2025年9月18日(木)午後2時（必着）
- (2) 提出書類
別記様式 1－1 「一般競争入札参加資格等確認申請書」
- (3) 提出方法等
郵送又は持参により提出すること。
（持参の場合、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日午後5時から午前9時までを除く。）
- (4) その他留意事項
 - ア 郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「一般競争入札（近赤外分光法装置一式）の資格審査書類在中」と朱書きすること。
 - イ 入札参加資格がある旨の結果通知を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - ウ 確認申請書を提出した者は、入札事務担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - エ 提出された書類は返却しない。
 - オ 提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認結果通知

- (1) 通知期限
2025年9月22日(月)午後2時までに通知
- (2) 通知書類
別記様式 1－2 「一般競争入札参加資格確認通知書」
- (3) 通知方法等
ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

6 例示品以外の物品で応札希望の場合

仕様書にある「例示品」以外の物品で、仕様を満たす他物品による応札を希望する場合は、次のとおり、書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限・提出方法等
「4 入札参加資格の確認」と併せて提出すること。
- (2) 提出書類
別記様式 2 「提案品協議書」及び仕様が確認できるカタログ等
- (3) 提案品可否の結果通知
「5 入札参加資格の確認結果通知」と併せて通知する。

7 調達案件の仕様等に関する説明会

開催しない。

8 仕様書等に関する質問

入札参加資格者は、仕様書等の内容に対して質問がある場合、以下の要領により、質問することができる。

- (1) 受付期間
2025年9月22日(月)午後2時から
2025年9月24日(水)午後2時まで（必着）
- (2) 提出書類
別記様式 3 「質問票」
- (3) 提出方法等
電子メールにより提出すること。
なお、質問は、1問1枚とし、電話により着信の確認を行うこと。

9 仕様書等に関する質問に対する回答

- (1) 入札参加資格者全員に共通すると認められる質問に対する回答について
 - ア 回答期限
2025年9月26日(金)午後2時まで
 - イ 回答方法等
入札参加資格者全員に、ファクシミリ又は電子メールにより回答する。
- (2) 当該質問者のみに回答すれば足りると認められる質問に対する回答について
 - ア 回答期限
上記(1)と同じ。
 - イ 回答方法等
当該質問者のみに、ファクシミリ又は電子メールにより回答する。

10 入札保証金

入札参加資格者で入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、所定の手続に従い、入札保証金を公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に納付しなければならない。

- (1) 納付及び提出期限
2025年10月2日(木)午後1時まで
- (2) 納付金額
見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額
【算式】（入札書に記載する額×1.1×0.05）以上
- (3) 納付先口座
法人が指定する金融機関口座
- (4) 提出書類
別記様式4－1「入札保証金の納付について」及び納付を証する書類（振込通知書又は払込取扱票の控え等）の写し
- (5) その他留意事項
 - ア 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないときには法人に帰属する。
 - イ 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

11 入札保証金の還付

入札終了後、法人は、入札保証金を納付した非落札者に対して、別記様式4－2「入札保証金還付請求書」により還付する。

12 入札保証金の免除

国（国立大学法人、独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行した入札参加希望者が、入札保証金納付の免除を希望する場合は、次のとおり、書類を提出しなければならない。

- (1) 提出期限・提出方法等
「4 入札参加資格の確認」と併せて提出すること。
- (2) 提出書類
別記様式5「契約の履行について」及び契約を証明する書類、履行を証明する書類
- (3) 免除可否の結果通知
「5 入札参加資格の確認結果通知」と併せて通知する。

13 入札

入札参加者は、以下の要領により、入札することができる。

- (1) 日時及び会場
2025年10月2日(木)午後2時
公立大学法人埼玉県立大学 本部棟2階 会議室3
- (2) 入札書類
別記様式6「入札書」
入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2025年10月2日(木)開札 近赤外分光法装置 一式 入札書在中」と朱書すること。
- (3) 入札方法等
 - ア 原則として書留郵便により（2）の書類を提出すること。
 - イ 封筒は、任意の二重封筒とし、中封筒は（2）のとおりとする。
 - ウ 再度入札への参加を希望する者は再度入札用の入札書を（2）の要領で封書に密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2025年10月2日(木)開札 近赤外分光法装置 一式 入札書（再度）在中」と朱書して、入札書の封筒とともに表封筒に入れること。
 - エ 表封筒には、入札書等の中封筒のほか連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に送付先（23(5)に示す郵便番号、住所、機関名）、送付元（入札参加者の住所、商号又は名称）及び「2025年10月2日(木)開札 近赤外分光法装置 一式」を表記するとともに「入札書等在中」と朱書きで表記すること。
 - オ 指定された方法以外の方法による入札は無効とする。
- (4) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合は、入札権限に関する別記様式7「委任状」を併せて提出しなければならない。
 - イ 書留郵便により開札する前日までに到着するよう送付すること。
- (5) 入札書における注意事項
入札書については、次の点に注意すること。
 - ア 日付は、入札書の提出日を記載する。
 - イ 入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）を記載する。
 - ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）並びに代理人の氏名を記載する。
 - エ 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載する。
 - オ 首標金額の一桁上位の欄に「¥」記号を記載する。
 - カ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 委任状における注意事項
委任状については、次の点に注意すること。
 - ア 日付は、入札書の提出日と同一日を記載する。
 - イ 入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）を記載する。
 - ウ 代理人の氏名を記載する。
- (7) その他留意事項
 - ア 契約書、仕様書、質問及び回答、その他の本件入札に係る関係書類を熟覧のうえ、入札しなければならない。
 - イ 入札は再度（2回目の）入札を行う場合があるので、再度の入札に参加を希望する場合は（3）ウの方法により再度入札用の入札書を提出すること。
 - ウ 入札会場には、入札執行事務に係るのある職員（以下「入札関係職員」という。）及び当該入札事務に係るのない職員（以下「入札立会職員」という。）並びに入札参加者のうち立会いを希望する者以外の者は入場することができない。
 - エ 入札参加者は、入札執行権者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札が終了するまで入札会場を退場することはできない。
 - オ 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - カ 1者入札であっても入札を執行する。

14 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書によるもの
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書によるもの
- (3) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (4) 記載すべき事項の記入の無い入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (5) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (7) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (8) 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかったもの

15 開札

- (1) 日時及び会場
2025年10月2日(木)入札後、速やかに行う。
公立大学法人埼玉県立大学 本部棟2階 会議室3
- (2) その他留意事項
 - ア 開札会場には、入札関係職員及び入札立会職員並びに入札参加者のうち立会いを希望する者以外の者は入場することができない。
 - イ 入札参加者のうち立会いを希望する者は、入札執行権者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札が終了するまで開札会場を退場することはできない。
 - ウ 入札執行権者は、公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者、公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者が開札会場にいると認めた場合には、該当者を開札会場から退場させる。

16 落札者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、速やかに、当該入札参加者に通知する。
- (3) 落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、入札参加者に代わって入札立会職員がくじを引き決定する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書を取り交わさないときは、落札の決定を取り消す。

17 再度入札

- (1) 開札の結果、入札参加者の入札が全て予定価格の制限の範囲を超えたときは、直ちに再度入札を1回行う。
- (2) 再度入札を行っても落札者が決定しないときは、当該入札を打ち切り、契約希望者による随意契約を行うものとする。その場合は、別記様式8「見積書」が必要となるので、留意すること。

18 契約保証金

契約の相手方は、所定の手続に従い、契約保証金を法人に納付しなければならない。

- (1) 納付及び提出期限
契約を締結するまで
- (2) 納付金額
契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額
【算式】（契約金額×0.1）以上
- (3) 納付先口座
法人が指定する金融機関口座
- (4) 提出書類
別記様式9－1「契約保証金の納付について」及び納付を証する書類（振込通知書又は払込取扱票の控え等）の写し
- (5) その他留意事項
契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

19 契約保証金の還付

契約の履行を確認したときは、法人は、契約の相手方に対して、別記様式9－2「契約保証金還付請求書」により還付する。

20 契約保証金の免除

国（国立大学法人、独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の4月1日以後に2回以上すべて誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合は、次のとおり、書類を提出しなければならない。

ただし、契約の相手方が「12 入札保証金の免除」による書類を提出した場合は、再度の提出を要しない。

- (1) 提出期限
契約を締結するまで
- (2) 提出書類
別記様式5「契約の履行について」及び契約を証明する書類、履行を証明する書類
- (3) 提出方法等
郵送又は持参により提出すること。
（持参の場合、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平日午後5時から午前9時までを除く。）
- (4) 免除可否の結果通知
ファクシミリ又は電子メールにより通知する。

21 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。
- (3) 公立大学法人埼玉県立大学理事長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

22 契約条項・支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

23 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者、入札参加資格者、入札参加者又は契約の相手方が本件の調達
に関して要した費用は、全て当該入札参加希望者、入札参加資格者、入札参加
者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることは
できない。
- (4) 入札執行権者
公立大学法人埼玉県立大学
事務局財務担当 部長 出井 仁
- (5) 本件に関する問い合わせ先及び各種書類の提出先（入札事務担当者）
〒343-8540
埼玉県越谷市三野宮820番地
公立大学法人埼玉県立大学
事務局財務担当 鈴木 涼子
電話番号：048-973-4110（直通）
電子メールアドレス：zaimu@spu.ac.jp